特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みやこ町は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏え いその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講 じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいること を宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県みやこ町長

公表日

令和7年1月28日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	予防接種法に関する事務				
②事務の概要	予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、町民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ること目的とした事務を行っている。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等対する応答 ⑤予防接種実費徴収 なお、これらの事務に関して、番号法別表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。				
③システムの名称	1. 健康管理システム(健康かるて) 2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 3. 中間サーバー				

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報管理ファイル、統合宛名ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項別表14の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】		8省令第2条の表25、27、28、29の項 8省令第2条の表25、26、28の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子育で・健康支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 みやこ町役場 総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地	
---------------------------------------	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
みやこ町役場 子育で・健康支援課 連絡先 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話:0930-32-2725					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和]7年1月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	17年1月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の	種類				
[基礎2)又は3)を選択した評価実	項目評価書] (+ こ れごれ番よ	5.1五日 郭 儒 妻 又 !	3) 基礎項目評例	価書及び 価書及び	
載されている。	心(放展)に りいて	は、てれてれた生点	《境日計画音》(4.主項日計価者にのい	,,,,,	ン外束の肝神が記
2. 特定個人情報の入手(・	情報提供ネット	ワークシステム	▲を通じた入手:	を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+	分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委	託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[+:	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報技	是供ネットワークシ	システムを通じた	提供を除く。)	I]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接	続	1 1	接続しない(入手)	I]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	バー登録や副本登録の際に 4情報または住所を含む3情 また、下の局面で特定個人情 複数人での確認を行うように る。	には、本人か 情報による照 情報の取り払 こしており、人 番号及び本人 る申請書等(

実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている2) 十分に行っている3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 (選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	・情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみに設定し、

変更箇所

変更固凡	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報	1. 健康管理システム(LaLaLa保健婦さん)	1. 健康管理システム(健康かるて)	DE D	DEMINATION OF OUR OF
令和1年6月27日]	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務	2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ)	2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ)	事後	
	③システムの名称 I 関連情報	3. 中間サーバー	3. 中間サーバー		
令和1年6月27日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康づくり課	子育で・健康づくり課	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①所属長	健康づくり課長 荒巻 誠	課長	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	郵便番号824-0892 総務課 行政・改革推進係 所在地・福岡県京都郡みやこ町勝山上田960 番地電話:0930-32-2511 ファックス:0930-32-4563 E-mail:soumu@town.miyako.lg.jp	みやこ町役場総合行政委員会事務局 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-6004	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 I 関連情報 8、特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	郵便番号824-0892健康づくり課 健康増進係 所在地:福岡県京都郡みやこ町勝山上田960 番地 電話:0930-32-2725ファックス:0930-32-4563 E-mail:kenkou@town.miyako.lg.jp	みやこ町役場子育で・健康支援課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2725	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策		様式変更に伴う追加	事前	
令和3年10月25日 :	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取 扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地ら予防接種で原施その他必要な措置を講ずることにより、町民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種における健康被害の迅速な教済を図ること目的とした事務を行っている。予防接種活及び行政手続における特定の個人を競技を関するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 の予防接種の実施及び接種履歴管理と同か接種の実施方が接種の実施の指示及び予防接種の実施の指示及び予防接種の実施が高途が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が	予防接種法に基づき、政命で定めるものについて、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、町民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種によび、町民の健康の保持に寄ら迅速な救済を図ること目的とした事務を行っている。予防接種活及び行政手続における特定の個人を調別するための番号の利用等に関する法律・務例に利用している。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理(②予防接種の実施及び接種履歴で関連(②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施とび持て係る事実の審査又は請求に対する権利に係る事実の審査又は請求に対する権利に係る事と収益の支給の苦いて各人の支給を受ける権利に係る事と以よが、これらの事務に関して、番号法別表で、一、情報提供、一、一、特を行う、一、一、特を行う。・・予防接種和実施後に接種記録・ステム(VRS)へ予防接種・アウチン接種記録・ステム(VRS)へ予防接種・アウイルス感染症が関いて、一、特別を対して、一、特別を対して、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	事後	緊急時の事後評価
令和3年10月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 扱う事務 ③システムの概要	 健康管理システム(健康かるて) 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 中間サーバー 	1. 健康管理システム(健康かるて) 2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) パ 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	緊急時の事後評価
	I 関連情報 3.番号法の利用	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。(平成25年5月31日法律第27号)番号法第9条第1項、別表第一項番10	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。(平成25年5月31日法律第27号)番号法第9条第1項、別表第一項番10・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種配録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	緊急時の事後評価
令和3年10月25日 <u>-</u>	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	【情報照会の根拠】番号法第19条第7号、別表 第二項番17、18、19 【情報提供の根拠】提供なし	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二 項番16の 2、17、18、19 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の 3、第13条、第13条の2 情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二 項番16の 2、16の3 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の 2の2	事後	緊急時の事後評価・ 番号法の改正に伴う修正
令和3年10月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	1,000人以上1満人未満 令和1年6月18日時点	1万人以上10満人未満 令和3年5月1日時点	事後	緊急時の事後評価
	1. 对	12.12.1.02.1.01.23.70			

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務の概要	予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地からことにより、町民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な牧済を図ること目的とした事務を行っている。予防接種による健康被害の迅速な牧済を図ること目的とした事務を行っている。予防接種活力を持定の個人情報ファイルを次の個人で設定している。予防接種の実施及び接種履歴管理②予防接種の実施及び接種履歴管理②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施の指示及び予防接種の実施の指示及び予防接種の実施の指示及び予防接種の実施の指示及び予防接種の実施の指示及び予防接種の実施の指示及び予防接種の実施の指示及び予防接種の実施の指示を以るにより、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	に、予防接種による健康被害の迅速な救済を 図ること目的とした事務を行っている。予防 接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規 定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務 に利用している。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実 の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に係る事実の審査又は届出等対する応答 (9給付の支給を受け、活、情報提供ネットワークを 力に、番号法別表第二に基づいて各情報保有 機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを 介して情報の照会と提供を行う。 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)に基づ き、新型コロナウイルス感染症予防接種証明	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用に関する法律(以下「番号 法」という。(平成25年5月31日法律第27号)番 号法第9条第1項、別表第一項番10 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会 のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用に関する法律(以下「番号 法」という。(平成25年5月31日法律第27号)番 号法第9条第1項、別表第一項番10 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	みやこ町役場総合行政委員会事務局 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-6004	みやこ町役場総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2511	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計測か	令和3年5月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計測か	令和3年5月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地からる防法種の実施その他必要な措置を講ずることにより、町民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ること目的とした事務を行っている。予防接種法及び行政手続における特定の個人情報ファイルを次の事務に利用している。①予防接種の実施及び接種履歴管理②予防接種の実施及び接種履歴管理②予防接種の実施及び接種履歴管理②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力。③給付の支給を受ける権利に係る届出等対る応答③予防接種実費徴収なお、これらの事務に関する応答⑤予防接種実費徴収なお、これらの事務に関する応答⑤予防接種実費徴収なお、これらの事務に関して、番号法別表が、これらの事務に関して、番号法別表が、これらの事務に関して、番号法別表が、これらの事務に関して、番号法別表が、これらの事務に関すが、一つクチン接種記録システム(VRS)に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明の交付を行う。		事後	番号法等改正による変更
令和7年1月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム(健康かるて) 2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)	 健康管理システム(健康かるで) 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) 中間サーバー 	事後	ワクチン接種記録システムの 利用がなくなったため。
令和7年1月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。(平成25年5月31日法律第27号)番号法第9条第1項、別表第一項番10・番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項別表14の項	事後	番号法等改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の	条の表25、27、28、29の項 【情報提供の根拠】 - 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表25、26、28の項	事後	番号法等改正による変更
令和7年1月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	みやこ町役場総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号0930-32-2511	みやこ町役場 総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先		みやこ町役場 子育で・健康支援課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話:0930-32-2725	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	_	様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	令和6年3月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和6年3月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月28日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	_	様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更
	▼ リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策		様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更